

議案第30号

安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例について

安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を  
次のように改正する。

令和7年2月26日提出

安中市長 岩 井 均

安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安中市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。